

ISOパネル（第1回）

LEI（取引主体識別子）の活用拡大の方向性

11月24日（火）14:00-15:00 Webex開催

日本銀行決済機構局



ISO/TC 68 国内委員会

本日のテーマ

Legal Entity Identifier

取引主体識別子

法人番号に関するISO国際規格
(ISO 17442)

本日のパネリスト

Global LEI Foundation取締役／

三菱UFJ銀行 トランザクション・バンキング部 マネージングディレクター

中武 浩史 氏

東京証券取引所 情報サービス部(日本におけるLEIの付番機関) 課長

石上 浩人 氏

政府CIO補佐官／Japan Digital Design CTO

楠 正憲 氏

(モデレーター)

ISO/TC 68国内委員会事務局長 (日本銀行決済機構局企画役)

橋本 崇

目次

1. ISO 17442 (LEI) とは

(参考) LEIの歴史
LEIの特徴

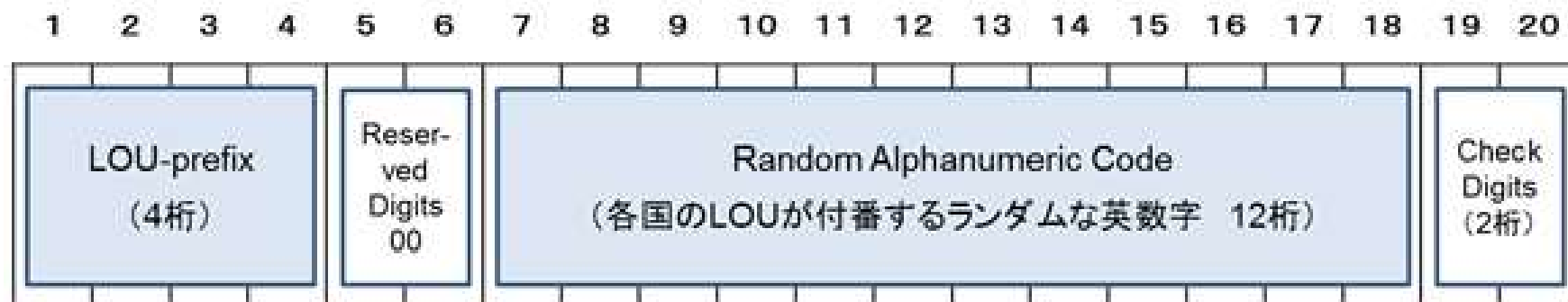
2. LEIに関連する規格(ELF/OOR)

3. LEIの活用

1. ISO 17442 (LEI) とは

- 法人番号にかかる国際標準 (ISO 17442)
- ✓ 法人やファンドにつける識別子のフォーマットや、各種データ要素を定めている。

フォーマット：18桁の英数字 + 2桁の数字（チェック・デジット）の20桁



※ LOU : Local Operating Unit (各国のLEI付番機関)

出典：東京証券取引所

1. ISO 17442 (LEI) とは

- ISO 17442は、パート1 (ISO 17442-1)とパート2 (ISO 17442-2)の2つのパートからなる規格
- パート1 (ISO 17442-1) :
第1章から第6章までの6つの章 + 1つの補論 (Annex A)
- パート2 (ISO 17442-2) :
第1章から第4章までの4つの章 + 2つの補論 (Annex A・B)

1. ISO 17442 (LEI) とは

① ISO 17442-1が定めている主な内容

1節：スコープ：LEIを取得可能な主体

法人

と

ファンド

- 自然人は除く
- 個人事業主は取得可能

1. ISO 17442 (LEI) とは

1節：スコープ

- 対象は、
「legal entities（管轄区域の法律に基づいて組織された法人または組織）」。
- ✓ 金融取引の遂行に対して法的または財務的に責任を負う、または法的契約を独立して締結する法的権限を管轄区域内に有する独自の当事者を含むがこれらに限定されない。
 - パートナーシップ、トラスト、政府機関、個人事業主、国際支店（LEI ROCの基準を満たす法人が設置する法人格のない支店等）
- ✓ （個人事業主ではない純粹な）自然人は除く。

注： 適格法人の例としては次のものが含まれるが、これらに限定されない。

- ▶ 金融仲介機関、銀行・金融会社、銀行等の国際支店
- ▶ 上場企業、資本構造のために株式、債券またはその他の証券を発行するすべての企業
- ▶ 金融商品を取引する、またはその他の方法で金融取引の当事者であるすべての事業体。事業体、年金基金、および集団投資基金(包括的なサブファンド・レベルで)などの投資ビークル、および法的形式を持つその他の特別目的事業体を含みます。
- ▶ 金融規制当局の管轄下にあるすべての事業体とその関連会社、子会社および持株会社
- ▶ (個人事業主の)トレーダー
- ▶ 金融取引の相手方

1. ISO 17442 (LEI) とは

① ISO 17442-1が定めている主な内容

1節：スコープ：LEIを取得可能な主体

法人

と

ファンド

- 自然人は除く
- 個人事業主は取得可能

2節：参考文献

3節：用語の定義

4節：LEIの構成

18桁の英数字（英字は大文字のみ）

+ 2桁の数字（チェック・デジット）

5節：チェック・デジット※の計算方法。

※ IDが不正に変更されていないかをチェックするためのコード

1. ISO 17442 (LEI) とは

① ISO 17442-1が定めている主な内容

6節：LEIのデータ項目（LEIと一緒に登録されるデータ）

- a) 法人の名称。
- b) 法人が登録されている公式登録簿の名称と、当該登録簿におけるその識別子（存在する場合）。
- c) 企業の組織形態（※ ISO 20275（ELF）にて定義）。
- d) 法人の所在地及び所在国。
- e) エンティティの作成日。エンティティが最初に設立された日付。
- f) 法人又は国際支店の本部の所在地。
- g) 直接かつ最終的な親法人（公式記録に記載されていない場合はその理由）。
- h) 国際支店の場合は、当該支店の事業体のLEI。
- i) 投資ファンドの場合は、ファンド運用会社のLEI。
- j) アンブレラ構造のサブファンドである投資ファンドの場合、そのアンブレラとなっているファンドのLEI。
- k) マスター・フィーダー関係のフィーダー・ファンドである投資ファンドの場合、マスター・ファンドのLEI（利用可能な場合）。
- l) 当該法人の地位（法的登録／その他の方法での定め／単に運営実態に基づくものか）。
- m) LEIを裏付けるデータ記録の有効性確認、公表及び更新の状況。
- n) 最初のLEI割り当ての日付。LEI及びそれを裏付けるデータ記録の公表日。
- o) LEIデータ項目の最終更新日、及び更新の理由。
- p) 取得・更新など有効となった日（当該法人のある法域でイベントが有効であった日付を表記）。

1. ISO 17442 (LEI) とは

② ISO 17442-2が定めている内容

LEI (ISO 17442-1) のデジタル証明書への埋め込む方法を規定。

1 節 : スコープ

2 節 : 参考文献

3 節 : 用語の定義

4 節 : LEI (ISO 17442-1) のデジタル証明書への埋め込む方法

Annex A : 例の表示

CEOを表す場合のデジタル証明書の表記例

Annex B : LEIとデジタル証明書が合わせることによる有益性

1. ISO 17442 (LEI) とは

② ISO 17442-2が定めている内容

- LEI (ISO 17442-1) のデジタル証明書への埋め込む方法を規定。
 - ✓ 国際電気通信連合 (ITU) 勧告 X.509 及びその ISO 同等規格である ISO/IEC 9594-8 に代表されるデジタル証明書に、ISO 17442-1 で示される LEI (Legal Entity Identifier) の英数字番号を埋め込むための標準化された方法を規定。
 - ✓ LEIをデジタル証明書に埋め込むには、オブジェクト識別子 (OID) ※を利用してLEIを公開鍵証明書に埋め込む。OID 1.3.6.1.4.1.52266.1をこの目的で登録。
 - ※ オブジェクト識別子 (OID) とは、あらゆるオブジェクト、概念、または「モノ」に世界的に重複しない一意な識別子 (番号) を割り当てるために作られた識別子メカニズム
 - ✓ デジタル証明書で指名された個人の役割を示す必要がある場合、役割を示すオプション要素をデジタル証明書に追加することができ、この目的のためにOID 1.3.6.1.4.1.52266.2 (役割) を登録。

LEIの歴史

2008年9月	リーマン・ブラザーズの破綻
2010年7月	ドッド・フランク法に基づき、米国財務省に金融調査室（OFR）が設置され、LEIの導入に向けた議論が開始。
2011年4月	ISO/TC 68が、LEIを検討するワーキング・グループを組成。
2011年11月	G20が金融安定理事会（FSB）に対し、LEIのガバナンスの枠組みに関する提言の取り纏めを要請（カンヌ・サミット）。
2012年6月	ISOが国際規格：ISO 17442（第1版）を出版。
2012年10月	FSB Implementation Groupが、LEIのコード構成の詳細を決定。
2012年12月	米国商品先物取引委員会（CFTC）が、LEIを利用した店頭デリバティブ報告の段階的な導入を開始。
2013年1月	LEI監視規制委員会（ROC）発足。
2014年2月	欧州証券市場監督機構（ESMA）がLEIを利用した店頭デリバティブ取引報告を義務付け。
2014年6月	ROCが参照情報の登録フォーマットを決定。
2014年8月	東京証券取引所がLEIの指定業務を開始。
2015年1月	ISO/TC 68が、組織形態のコード(ELF)を検討するワーキング・グループを組成。
2017年7月	ISO 20275:2017(ELF)を出版。
2019年4月	ISO 17442:2019(第2版)を出版。
2020年8月	ISO 17442-1:2020、ISO 17442-2を出版。
2020年10月	ROCが、LEIに加え、UTI/UPI/CDEのガバナンスを担当。

LEIの特徴

注：このページの内容はISO 17442の規格文書には書かれていません

グローバルな管理統制の下での運用による高いデータ品質と利便性の両立

➤ グローバルLEIシステムは、以下の三層構造からなる。

(規制監視委員会：ROC)

- LEIの運営に係る方針や基準を定める最高意思決定機関。
- LEIの基本原則・目的を支持する規制当局・中銀等で構成。
- UTI/UPI/CDEのガバナンスも担当（2020年10月～）。

(中央運用機関：COU)

- LEIの発行・登録・管理といった運用について統一的な基準に基づきLOU間の調整とともに、LOUの統率・管理を行う。
- グローバルLEI財団※1が、その役割を担う。

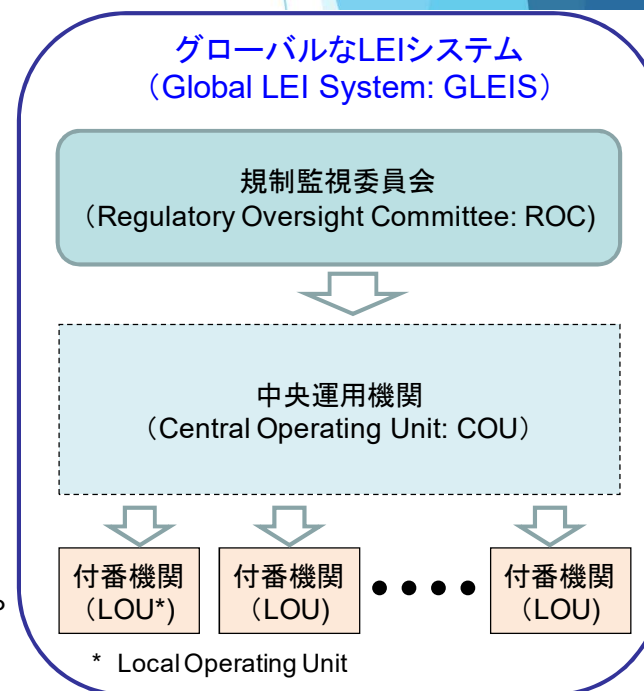
(付番機関：LOU)

- 各国・地域において、LEIの付番・管理の実務を行う主体※2。
- 日本では、東京証券取引所が業務を実施。

※1 2014年6月に発足した非営利組織（スイス法に基づく財団）。

※2 付番機関の一覧は、ROCのウェブサイトにある“Endorsed Pre-LOUs of the Interim Global Legal Entity Identifier System (GLEIS)”を参照。

➤ 営利を目的としておらず、システム全体の運営にかかる必要経費を登録者から手数料として徴収する（コスト・リカバリー方式）。



LEIの特徴

注：このページの内容はISO 17442の規格文書には書かれていません

➤ その他の特徴

- コードは意味を持たせない。
 - 登録者に関する参照情報は「LEI のデータ項目」として別途管理。
- 一度発行されたLEIは変更されない。
 - 例えば、企業統合では一つのLEIが存続。他のLEIは、「廃止」との情報とともに管理。
- ポータビリティの確保。
 - 登録者の要望により、LEIを管理するLOUを変更することが可能。
- LEIの取得は、（原則として）登録者の自主申請に基づく。
- LEIおよび参照情報（LEI データ項目）は公開され、無料で自由に利用可能。

2. LEIに関連する規格

- 組織形態（Entity Legal Form 〈ELF〉）
- 組織や法人を代表して行動する人の公式な役割（Official Organizational Roles 〈OOR〉）

2. LEIに関連する規格

ELF(ISO 20275)規格

- 組織形態 (Entity Legal Form 〈ELF〉)
 - 法的形式を識別するコード。
 - LEIのデータ項目のひとつ。

(規格作成の背景)

- 名称のみでは識別が困難な互いに類似した主体を識別するうえで、組織形態の情報が不可欠であったため。
- コードで表現された組織形態情報がLEIに紐付くことは、債務不履行の影響やリスク捕捉にも役立つことが期待。

2. LEIに関連する規格

ELF (ISO 20275) が定めている主な内容

1 節：スコープ

- 各法域内の個別の法人の組織形態を識別するための明確な手段を提供するもの。法人の組織形態による分類を容易にできる。

2 節：参考文献

3 節：用語の定義

4 節：ELFの構成：4桁の英数字

5 節：ELFデータ項目（ELFと一緒に登録されているデータ）

法人形態名称	
現地語表記	自由記述：現地語表記
現地語での短縮表記	自由記述：現地語表記
言語	ISO 639 alpha 2に沿った表記
英語での翻訳表記	英文字表記
英語での短縮表記	自由記述：英文字表記
国名	ISO 3166-1 alpha2に沿った表記
法域	
地域コード	ISO 3166-2の国・地域コード
名称	英文字でのフルネーム表記
作成日	ISO 8601表記（YYYY-MM-DD）
ステータス	ACTV=アクティブ、INAC=失効
修正	
日付	ISO 8601表記（YYYY-MM-DD）
理由	自由記述：英文字表記

2. LEIに関連する規格

ELF(ISO 20275)の規格開発

- 日本のELFコードが2020年6月10日に登録完了
- Entity Legal Forms Code List (Version 1.2)にて反映

Code	Country	Language	Description	Language	Code
WPED	Italy	IT	Associazione Impresa	Italian	it
WRU2	Italy	IT	Società Consortile in Accomandita Semplice	Italian	it
X32V	Italy	IT	Società per Azioni con Socio Unico	Italian	it
X62Z	Italy	IT	Consorzio Di Cui Alla Dlgs 267/2000	Italian	it
ZG6S	Italy	IT	Ente Pubblico Economico	Italian	it
ZU9S	Italy	IT	Piccola Società Cooperativa a Responsabilità Limitata	Italian	it
ZZ0G	Italy	IT	Società Tra Professionisti	Italian	it
2NRQ	Japan	JP	地方公共団体	Japanese	ja
5MVV	Japan	JP	合資会社	Japanese	ja
7QQ0	Japan	JP	合同会社	Japanese	ja
DYQK	Japan	JP	有限会社	Japanese	ja
IUVI	Japan	JP	合名会社	Japanese	ja
MXMH	Japan	JP	外国会社等	Japanese	ja
N3JU	Japan	JP	その他の設立登記法人	Japanese	ja
R4LR	Japan	JP	国の機関	Japanese	ja
T417	Japan	JP	株式会社	Japanese	ja
VQLD	Japan	JP	その他	Japanese	ja
21F4	Jersey	JE	Separate Limited Partnerships	English	ei
33IP	Jersey	JE	Incorporated Limited Partnerships	English	ei
40A7	Jersey	JE	Foundation	English	ei
7RZH	Jersey	JE	Limited Liability Partnership	English	ei
1QY1	Jersey	JE	Public Limited Company	English	ei

<https://www.gleif.org/en/about-lei/code-lists/iso-20275-entity-legal-forms-code-list#relevant-downloads>

→ 今後は日本のLEIでもELFを付して登録を実施

2. LEIに関連する規格

OOR(Official Organizational Roles)の規格開発

- 組織や法人を代表して行動する人の公式な役割を構造化された手法で示す規格。
 - ✓ ISO 17442-2で定義されているLEIに埋め込まれたX.509公開鍵証明書にかかる規格の拡張となっている。
 - ✓ TC 68/SC 8にWGを設置して、現在、規格策定作業中。
 - ✓ 規格が完成するとISO 5009となる予定
- LEIとOORとを組み合わせることで、デジタル空間上で行なえるID管理範囲が拡大可能。
 - ✓ 例：社長名で出す文書の認証（Authentication）・認可（Authorization)での活用。

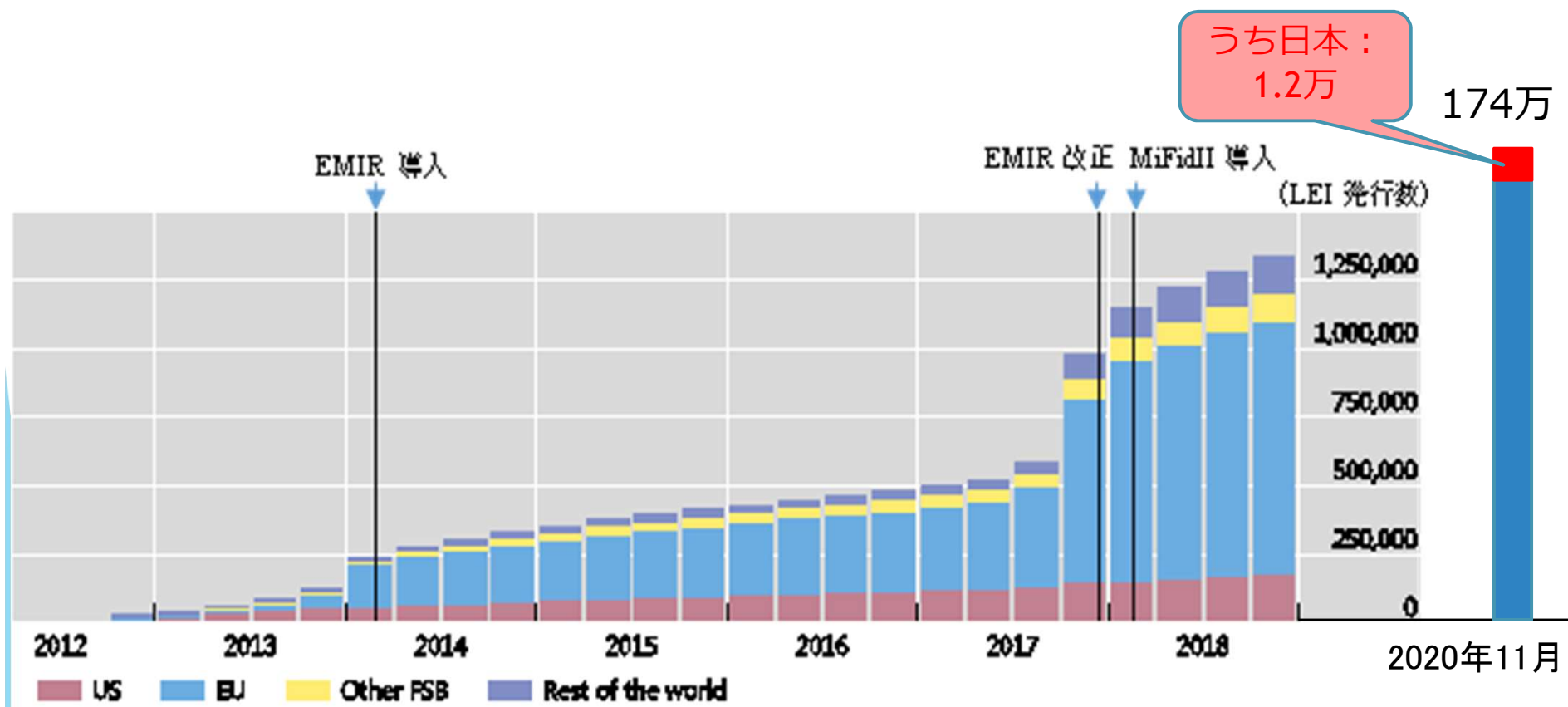
パネルディスカッション

LEIの活用

3. LEIの活用

LEIの発行状況

MiFID II/MiFIR規制など、欧州規制改正に伴いLEIの発行数が急増した経緯




(出所) FSB, "Thematic peer review on implementation of the LEI Equality Identifier (LEI)" (2019年)

3. LEIの活用

店頭デリバティブの取引報告		
証券等の取引	米国 CFTC (商品先物取引委員会)	スワップ取引の取引報告の際にLEIを付す規制を導入
	米国	与信債券や CLO (ローン担保証券) の裏付け債権の債権者を識別するために LEI を活用
	EU	金融商品市場指令・規則(MiFID II/MiFIR)の改正・新設を行い、証券取引における取引報告に顧客の LEI を記載を義務化
融資報告	インド準備銀行	大口の融資を受ける企業は LEI の取得を義務付け
	オーストラリア	大口与信報告で LEI の使用を要求
送金	CPMIやFSB	国際送金の送金人や受取人の識別子として LEI 活用を検討
貿易	中国	輸出入の企業コードとしてLEIを活用
デジタル	デジタルネットワーク上でのLEI活用の可能性の検討	

3. LEIの活用

融資での活用例 (インド準備銀行)

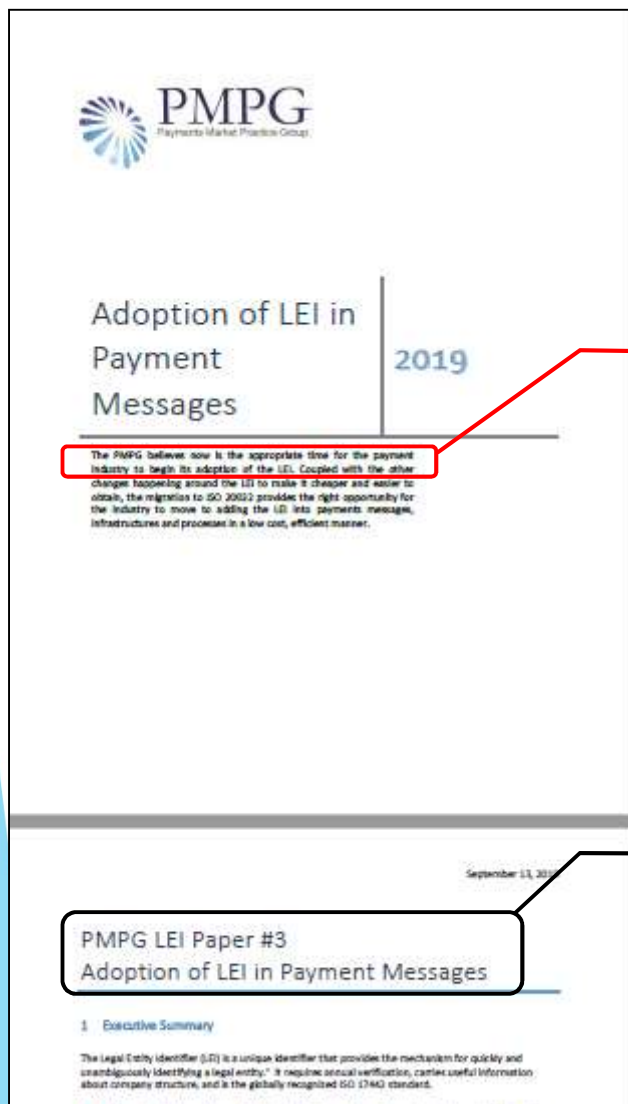
 <p>भारतीय रिज़र्व बैंक RESERVE BANK OF INDIA www.rbi.org.in</p> <p>RBI/2017-18/82 DBR.No.BP.BC.92/21.04.048/2017-18 November 02, 2017</p> <p>All Scheduled Commercial Banks (Excluding Regional Rural Banks), All India Financial Institutions (Exim Bank, SIDBI, NHB, NABARD), Local Area Banks, Small Finance Banks</p> <p>Madam/Dear Sir,</p> <p>Introduction of Legal Entity Identifier for large corporate borrowers</p> <p>The Legal Entity Identifier (LEI) code is conceived as a key measure to improve the quality and accuracy of financial data systems for better risk management post the Global Financial Crisis. LEI is a 20-digit unique code to identify parties to financial transactions worldwide.</p> <p>2. The LEI for the participants of the OTC derivatives market has since been implemented vide circular RBI/2016-17/314 FMRD.FMID No.14/11.01.007/2-16-17 dated June 01, 2017 in a phased manner.</p> <p>3. In the Statement on Developmental and Regulatory Policies dated October 4, 2017 it was indicated that LEI system for all borrowers of banks having total fund based and non-fund based exposure of ₹ 5 crore and above will be introduced in a phased manner (extract enclosed). Accordingly, it has been decided that the banks shall advise their existing large corporate borrowers having total exposures of ₹ 50 crore and above to obtain LEI as per the schedule given in the Annex. Borrowers who do not obtain LEI as per the schedule are not to be granted renewal / enhancement of credit facilities. A separate roadmap for borrowers having exposure between ₹ 5 crore and upto ₹ 50 crore would be issued in due course.</p> <p>4. Banks should encourage large borrowers to obtain LEI for their parent entity as well as all subsidiaries and associates.</p> <p>भारतीय रिज़र्व बैंक, केंद्रीय कार्यालय, 12th फ्लोर, स्टारडिवाइस सिंगलिंग मार्ग, मुंबई - 400002 Department of Banking Regulation, Central Office, 12th Floor, Staradis House Single Ring Marg, Mumbai - 400002 Tel No: 22661802 Fax No: 22705693 Email ID: ogric@rbi.org.in</p> <p>सिद्धि उत्तम है, धन्यवाद।</p>	<p>2017年11月2日公表</p>
<p>Introduction of Legal Entity Identifier for large corporate borrowers (大企業の借入人への取引主体識別子 LEI の導入)</p>	
<p>(銀行からの借入金等の総計が) 5億ルピー以上のエクスポージャーを持つ全ての借り手に対し、LEIシステムを段階的に導入 (注: 2019年12月31日が導入の最終期限)。銀行は、総エクスポージャーが50億ルピー以上の既存の大企業の借り手に、付属書に記載されているスケジュールに従ってLEIを取得するようアドバイスすることが決定されました。スケジュール通りにLEIを取得していない借り手は与信枠の更新/強化が認められない。</p>	

https://www.rbi.org.in/scripts/FS_Notification.aspx?Id=11154&fn=2

3. LEIの活用

決済での活用検討

(ユーザーコミュニティ : PMPG/Payment Market Practice Group)



The PMPG believes now is the appropriate time for the payment industry to begin its adoption of the LEI.

(PMPGは、今こそ、決済業務にLEIの導入する適切なタイミングであると信じている)

決済業務でのLEI活用について、PMPGはこれまで3回レポートを公表(1回目の2016年、2回目は2017年、3回目が2019年)。

3. LEIの活用

決済での活用検討 (Bank of England)

イングランド銀行は次世代決済システム (CHAPS) において、市中協議を経て、LEIの活用を必須化することを公表 (2018年11月)



Legal Entity Identifiers (LEIs)

35. The use of LEIs offers a number of significant benefits to the financial sector and broader economy, for example around data portability, anti-money laundering efforts and efficiency of payment processing. More details are provided in box 1.

ISO 20022 consultation response paper: a global standard to modernise UK payments November 2018 | 17

36. The Consultation proposed that LEIs would be introduced in the *Enhancement Phase*, and made mandatory for transactions between financial institutions.

37. The majority of respondents supported making LEIs mandatory for transactions between financial institutions in CHAPS. They supported the Bank's view that using the LEI as a means of identifying the parties in a transaction has widespread benefits, including risk management and fraud prevention, making payment processing more efficient and providing richer data (see Box 1 for more information about the proposed benefits).

Should LEIs be made mandatory for payments between financial institutions?

Response	Percentage
Fully agree	44%
Mostly agree	29%
Partially agree	13%
Do not agree	14%

Figure 8: Responses to question 18.

38. Most respondents supported the drivers for using LEIs, and noted more detail was needed on how they would be implemented. This will be covered as part of the market guidance described in paragraph 27.

39. A small number of respondents questioned the relevance and applicability of LEIs for payments between financial institutions due to the presence of BICs. In the foreseeable future, the Bank does not see LEIs as a replacement for BICs which are fundamentally a tool for routing payments. The LEI serves a different purpose as it contains large amounts of information about an organisation's ownership structure and can link to a wide range of other data sets enabling the LEI to support a number of additional business functions.

40. The Bank therefore plans to make LEIs mandatory for transactions between financial institutions during the *Enhancement Phase*, provisionally around 2023. More detail about how these will be implemented will be provided in due course.

41. Given the benefits of widespread LEI adoption, the Consultation also asked whether mandatory LEI usage should be extended to a wider range of transactions. The Bank sees great value in this, and is minded to use the opportunity of the infrastructure upgrade as part of RTGS Renewal, and similar opportunities in future, to encourage broader take up of LEIs to maximise the benefits of this public good. The consultation sought to

第40段落：

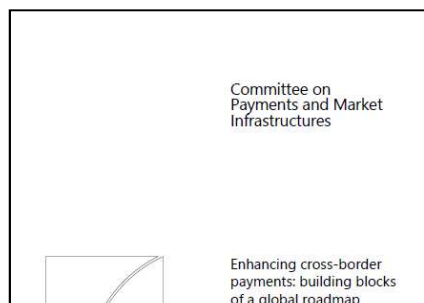
The Bank therefore plans to make LEIs mandatory for transactions between financial institutions...

(金融機関間の取引において、LEIの義務化を予定)

3. LEIの活用

決済での活用検討

(金融安定理事会 FSB/国際決済銀行決済・市場インフラ委員会 CPMI)



国際決済銀行決済・市場インフラ委員会・2020年7月公表
Enhancing cross-border payments : building blocks of a global roadmap – Stage 2 report to the G20
「クロスボーダー送金の改善：グローバル・ロードマップの構成要素 — G20向け第二次報告書」

Focus area D: Increase data quality and straight through processing by enhancing data and market practices

14. Adopt harmonised data standards

- Promoting the adoption of common rules of

Building Block 16: 識別子の導入

グローバルな標準化手法を利用

法人に対してはLEI、個人に対しては類似する標準識別子

15. Harmonise API protocols

- Harmonising API protocols for data exchange between payment infrastructures and jurisdictions to enable more efficient payment data and digital exchange in cross-border payments.

16. Establish unique identifiers with proxy registries

- Providing a globally standardised approach supporting the global Legal Entity Identifier for legal entities and a similarly standardised identifier for individuals.

3. LEIの活用

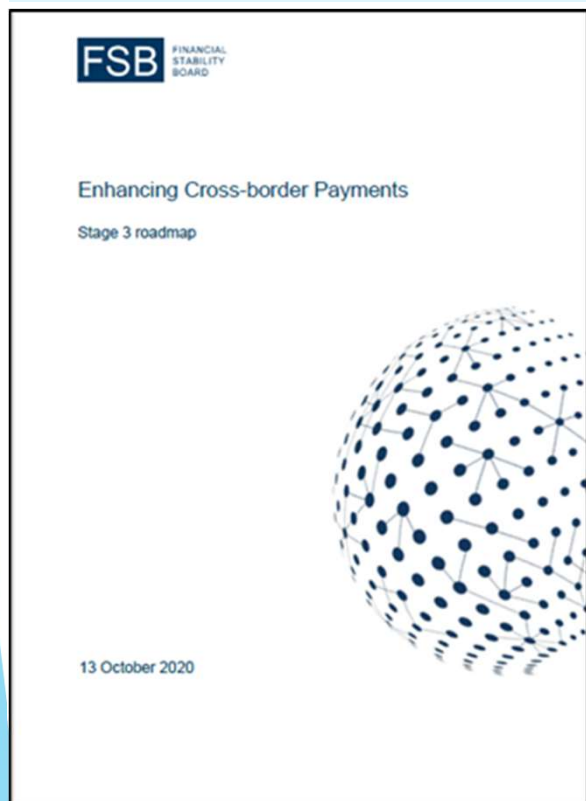
決済での活用検討

(金融安定理事会 FSB/国際決済銀行決済・市場インフラ委員会CPMI)

金融安定理事会・2020年10月公表

Enhancing Cross-border Payments : Stage 3 roadmap

「クロスボーダー送金の改善：ロードマップー G20向け第三次報告書」



<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P131020-1.pdf>

Building Block 16: 識別子の導入

Stage 1: グローバルなデジタル識別子（法人、個人）導入に向けた課題・登録機関の必要性を検討

- 2020年12月～
2021年12月
- LEI・個人の識別子を含め、デジタル識別子導入に向けた課題を検討。検討に際し、
- ・支払い情報を照合するメカニズムの検討
 - ・技術、ガバナンス、政策にかかるFATF等標準化団体の検討を考慮
 - ・既存の識別子とのマッピング方法の分析、を行う。

Stage 2: グローバルデジタルUIの枠組み活用、各国分散型での登録機関活用にもむけた取り組み検討

- 2021年6月～
2022年6月
- FSBがGLEIF、ROC、各国当局と協力して、LEIの活用改善にかかる検討を行う

- 2021年12月～
2022年10月
- （新しい識別子が必要な場合）FSBが関係機関と協力し、既存の個人識別情報のデータベースを評価した上で、これらのデータベースの標準設計原則を提案し、個人識別情報のための最小要件を定義する。

Stage 3: 導入状況、進捗のモニタリング（アクション2まで合意された場合）

- 2022年10月～
2023年10月
- （新しい識別子とその登録機関が必要な場合）FSBは、識別子とデータベースの相互リンクのための適切なガバナンスを作成。

- 2023年10月～
2024年10月
- 識別子の登録業務を行うにあたり管理団体を設置。自主的なスキームで開始。

- 2021年12月～
2022年10月
- 各国当局は、国レベルで、グローバルなデジタル識別子の採用の可能性や、既存の識別子のマッピング方法を調査。

自然人の識別子に関する国際標準規格(議論中)

ISO/CD 24366 Natural Persons Identifier (NPI)

- 個人番号にかかる国際標準 (ISO/TC 68/SC 8/WG 7で検討中)。
- 自然人につける識別子のフォーマットや、各種データ要素を定めている。

└─ 識別子番号の桁数や
使用する文字の種類など

└─ 番号とセットで管理する
名前などのデータ項目

(これまでの経緯)

- 2017年5月、自然人IDに関して検討開始 (SC 8/AG 2)。
- 2018年5月、スタディーグループを設置 (SC 8/SG 4)。
- 2019年8月、新規規格提案され採択。
作業部会の設置が決定 (SC 8/WG 7)。
- 現在、 Ms. Alexis Harris主査の下で規格の策定作業中。
2020年8月委員会内でドラフトについての各国投票(CD)を実施。

ISO/CD 24366 Natural Persons Identifier (NPI)

(1) NPIがもたらす便益

- 個人情報そのものを共有するのではなく、**個人を特定するIDのみを共有し、必要な場合にのみ具体的な個人情報へアクセスする仕組み**とすることで個人情報の保護が可能。
- **データローカライゼーション規制**に対応できる可能性がある。
 - データローカライゼーション：サービス提供に必要なデータはすべて当該国内に存在しなければならないという考え方に基づくルール
- NPIによって**個人データを電子的に照合でき、業務の効率化**につながる。

(2) NPIが想定する活用事例

- **規制対応。**
 - ✓ 金融機関のトレーダーや責任者、投資マネージャー、アドバイザー、意思決定者にかかる個人情報について、それを収集し、保存し、報告することを求める規制の存在。
 - ✓ 取引相手や受益者、企業の取締役・CEO・CFOなどの関係者などの個人情報を開示することを義務付ける規制の存在。
- **決済取引関係者の全体像の把握。**
- **マネロン防止**（犯罪行為の監視の一環としての金融取引当事者の明確化）。
- EUにおけるeIDASデジタルフレームワーク対応。
 - ✓ eIDASデジタル証明書内でNPIを活用することでデジタル上での自然人の識別が可能。

ISO/CD 24366 Natural Persons Identifier (NPI)

個人情報取り扱いを求める金融規制例

- (欧州) MiFID II / MiFIR RTS 22 : see Articles 6-9 ; various fields in Table 2 of Annex I; and Annex II
- (欧州) Shareholders Rights Directive 2: see page 10
- (米国) California Consumer Privacy Act
- (米国) CME Rule 576 – ‘Identification of Globex Terminal Operators’
- (米国) CFTC Ownership and Control Reporting
- (英国) Market Abuse Regulation
- (米国) FDIC Orderly Liquidation Authority
- (香港) Securities and Futures Commission - Hong Kong S181 Investigation Notice Request of the HK SEC Cap 571

参考 : <https://committee.iso.org/sites/tc68/home/news/content-left-area/news-and-updates/update---iso-24366---identificat.html>

3. LEIの活用

貿易での活用

中国は、輸出入の企業コードとしてLEIを活用

日本企業が輸入者の場合、中国側の輸出者は国際輸送事業者に対し輸入者（日本企業）の**企業コードを通知する必要がある**。日本企業は「CIKコード」（米国証券取引委員会から発給されるコード）あるいは「**LEIコード**」（取引主体識別コード、LEI指定機関から指定される）が指定コードとされ、

6月1日から輸出入者の「企業コード」提供が必須に
(中国)

2018年5月28日

中国北アジア課

中国の輸出入において、船会社・航空会社などの国際輸送事業者が税関に提出する積荷目録（カーゴ・マニフェスト）に記載する情報として、輸出入者の「企業コード」の提供が6月1日から必須となる。同措置は税関総署が2017年11月に公布した「[海関総署公告2017年第56号](#)」（以下、公告）」に基づくもの。

中国は2009年1月から、中国発着の輸出入貨物情報の事前電子申告制度、いわゆる「中国版24時間ルール」を導入しているが（[海関総署令第172号](#)）、今回の措置はその一部改正となる。公告によれば、目的は通関一体化（通関手続きの合理化と全国税関システムの一元化）改革の推進、水運・空運の輸送手段と輸出入貨物の管理強化、安全とリスク防止体制の有効な実施のため、などとされている。

公告によると、日本企業が輸入者の場合、中国側の輸出者は国際輸送事業者に対し輸入者（日本企業）の企業コードを通知する必要がある。日本企業は「CIKコード」（米国証券取引委員会から発給されるコード）あるいは「LEIコード」（取引主体識別コード、LEI指定機関から指定される）が指定コードとされ、いずれも提供できない場合は、企業の所在国・地域の法定企業コードを提供するとされている。日本においては[国税庁ウェブサイト](#)で照会できる「法人番号（企業版マイナンバー）」（注1）が該当するとみられるが、事前に中国税関や国際輸送事業者へ確認したほうがよい。

2018年5月

3. LEIの活用

ポストコロナ：LEIを活用した効率化

(全国銀行協会「令和3年度税制改正に関する要望」)

令和3年度税制改正に関する要望
—ポストコロナ時代を見据えた税体系の構築に向けて—

令和2年9月
一般社団法人全国銀行協会

(2) 税務手続きのデジタル化推進

- ① 地方税共通納税システム(eLTAX)の対象税目や「還付」への対応について、納税者の利便性向上等の観点から所要の見直しを行うこと。
- ② 国税電子申告・納税システム(e-Tax)における預金利子税の申告納付方法について、主たる事務所等の所在地における一括納付を許容すること。
- ③ 振替国債等の利子等課税の特例(J-BIEM)等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書を電子化・簡素化すること。
- ④ 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書提出手続きの簡素化および添付書類(特典条項関係書類等)を電子化すること。
- ⑤ 法定様式の規格・地色の定めを緩和すること。

税務手続きにおけるデジタル化を推進する観点から、地方税共通納税システム(eLTAX)について、対象税目の拡大や「還付」への対応等、納税者の利便性向上・負担軽減に資する見直しを行うべきである。

また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)における預金利子税の申告納付方法について、現状、事務所・支店が所在する地方公共団体にそれぞれ納付する必要があるが、納税実務の効率化の観点から、主たる事務所や本店の所在地における一括納付を許容することを要望する。

加えて、諸外国における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた外出自粛等の緩和以降においても、デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例(J-BIEM)等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の電子化・簡素化を図るべきである。例えば、非課税措置の適用を受けようとする非居住者等や、特定振替金融機関および適格外国仲介業者等がメールやWEB等の電子手段により非課税適用申告書等の写しを授受できるようにすること(原本提出要件の緩和)や、申告書の署名(wet-ink signature)に加えて電子署名を許容すること、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子(LEI:Legal Entity Identifier)や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号(GIIN:Global International Identification Number等)により代替する方法も新たに認めることを要望する。

また、同様に、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料(特定条項関係書類等)の提出手続きについても、電子手段の活用により原本提出要件を緩和するとともに、居住者証明書についてLEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

そのほか、特別非課税貯蓄に係る法定様式について、制度改正等への対応円滑化の観点から、規格や地色の定めを緩和を要望する。

3 ページ

「税務手続きのデジタル化推進」

デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例(J-BIEM)等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の電子化・簡素化を図るべきである。例えば、(中略)本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子(LEI:Legal Entity Identifier)や(中略)各国の納税者番号(GIIN等)により代替する方法も新たに認めることを要望する。

また、同様に、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料(特定条項関係書類等)の提出手続きについても、(中略)居住者証明書についてLEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

(日銀レビュー) 金融サービスで用いる法人のIDナンバーにかかる国際的議論の現状



金融取引等の主体を識別するために世界共通ルールのもとで付される識別子 (ID) に関する議論が活発になっている。法人・ファンドに対する識別子である LEI は、世界的に発行数が増加しており、店頭デリバティブ報告、決済指図といった金融分野での活用のほか、貿易やデジタルネットワーク上での活用も展開されている。国際標準化機構の金融サービス専門委員会では LEI (ISO 17442) の規格改定が進められているほか、自然人の識別子の規格制定についても議論されている。本稿では、主に LEI についての国際的な議論の現状について解説する。

はじめに

最近、金融取引等の主体を識別するために世界共通ルールのもとで付される識別子 (ID) に関する議論が活発に行われている。法人・ファンドに対する識別子として、LEI (Legal Entity Identifier, 取引主体識別子) が ISO (国際標準化機構) において ISO 17442 として規格化され、その活用が国際的に進められている。また、ISO/TC 68 (国際標準化機構・金融サービス専門委員会) では自然人の識別子についても議論されている。これらの識別子は、金融サービス等で国際的に活用することを想定したものであり、わが国におけるマイナンバーとは異なる体系を有する。本稿では、特に法人・ファンドに対する識別子である LEI について、国際的な活用の状況および活用に向けた課題について解説する。

LEI に関する議論の経緯

LEI の創設は、リーマン・ショックが契機となっている。つまり、リーマン・ショックの際に、グローバルな店頭デリバティブ取引の実態をマクロ的に把握できなかったことが取引の清算を遅らせ、危機を拡大させたとの反省が背景にある。こうした中、2011 年の G20 カンヌサミットにお

いて、法人を識別する LEI の創設を支持する国際合意が打ち出され、その後、FSB (金融安定化委員会) において議論が進められた。その成果物として、2012 年 6 月に、グローバルな LEI システムの構築を提案する FSB 報告書「金融市場のためのグローバルな LEI」が公表され、同年の G20 ロスカボス・サミットにおいて承認された。

この動きに並行するかたちで、ISO/TC 68 において LEI の技術的な要件を定める国際規格策定の議論が進められた。2011 年 3 月に、検討のためのワーキンググループが設置され、2012 年 6 月に、ISO 17442 として LEI の国際規格を制定した。

LEI の体系

LEI は、金融商品の取引当事者 (法人、ファンド等) を識別するための国際的な識別子である。取引当事者からの申請に応じて、地域付番機関 (Local Operating Unit: LOU) により付される。

LEI は、英数字からなる 20 桁のコードである (図 1)。LOU を特定する 4 桁、予備コード 2 桁 (現在は全て 00)、取引当事者を特定する 12 桁及びチェックディジット 2 桁により構成される。なお、取引当事者を特定する 12 桁は、ランダムな英数字の文字列となっている。

2019年7月公表

LEIについての国際的な議論の現状について整理

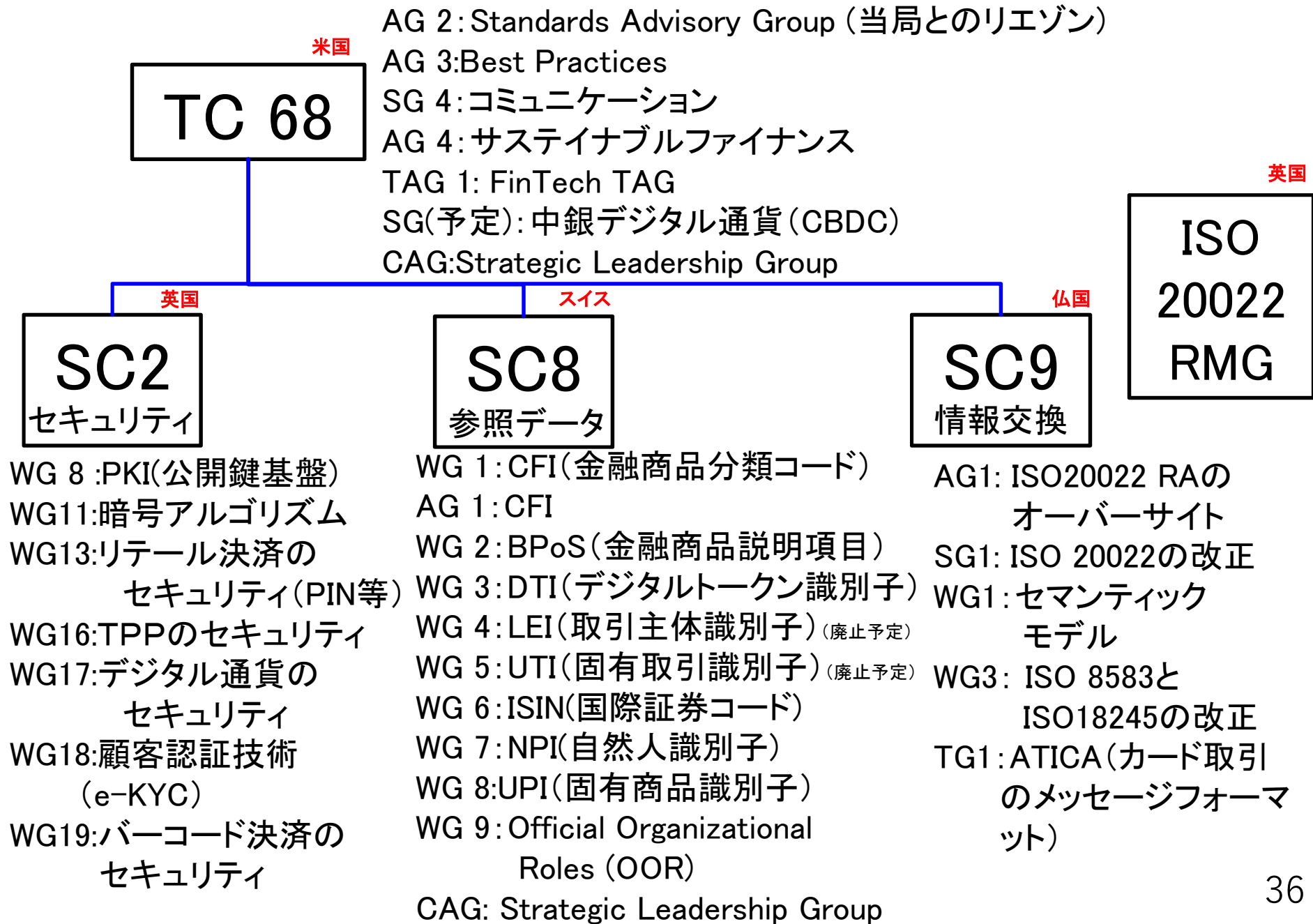
- LEIの経緯
- 各国におけるLEIの取得状況
- 各国におけるLEIの活用状況
- LEIの課題

弊行ホームページにペーパーを掲載中



https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2019/rev19j07.htm/

TC 68について(2020年11月時点)



次回ISOパネル – ISO 20022

金融サービスのメッセージフォーマットである
ISO 20022のパネルディスカッションを実施

ISO 20022は、金融サービスの通信メッセージそのものに止まらず、その前提となるビジネスモデルも含めて登録できる先進的な仕組みを備えています。

日時：12月3日（木）15:00-16:30 Webex開催

内容：

プレゼンテーション「ISO 20022規格の全体像」

「各国のISO 20022の導入状況」

パネルディスカッション「ISO 20022が展望する将来」

（パネリスト）

みずほ銀行 グローバルプロダクツ業務部 参事役 菱谷 直史 氏

スイフト・ジャパン株式会社 リードスタンダードスペシャリスト 森岡 美江子 氏

日本銀行決済機構局参事役 森 毅

（モデレーター）

ISO/TC 68国内委員会事務局長（日本銀行決済機構局企画役） 橋本 崇



<http://buff.ly/3l1TkzS>

日本銀行ホームページ

> 決済・市場

> 金融サービス分野の標準化

> ISOパネル

お問い合わせ

日本銀行 決済機構局
(ISO/TC 68 国内委員会事務局)

E-mail: iso-tc68@boj.or.jp

03-3277-2150 (事務局直通)
03-3277-1483